

お知らせ

記者発表資料

令和2年7月10日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用  
中国地方整備局が管理する国道で、初めての道路占用許可  
～道路管理者として感染症対策に協力～

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、6月5日に沿道飲食店等の路上利用の道路占用許可基準を緩和したところです。

この基準緩和により、広島国道事務所が管理する国道54号の地下歩道における道路占用を7月9日に許可しました。

引き続き、道路管理者として新型コロナウイルス感染症対策の路上利用の支援を行ってまいります。

※ 今回の緊急措置に関する情報は、国土交通省ホームページで公表しています。

URL <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html>

〈道路占用許可の概要〉

占用の場所 : 一般国道54号 広島県広島市中区紙屋町  
紙屋町地下歩道(紙屋町シャレオ)  
占用物件 : イス、テーブル、ワゴンなど(面積 81㎡)  
占用の期間 : 令和2年7月10日から11月30日まで

〈問い合わせ先〉 中国地方整備局 082-221-9231(代表)

【占用許可基準について】 道路部 路政課長 すぎた まさとし 杉田 昌俊 (内線4151)

【広報担当窓口】 広報広聴対策官 かとう こうじ 加藤 浩士 (内線2117)

企画部 環境調整官 ごとう としひさ 後藤 寿久 (内線3114)

【許可内容について】 広島国道事務所 082-281-4131(代表)

副所長 ふくなが たかとし 福永 孝敏 (内線205)

管理第一課長 ふじもと かずゆき 藤本 和征 (内線431)

地方公共団体等と連携して申請すると

## テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための**緊急措置**として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和することとしました。

また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。



イメージ(佐賀県より提供)

### 今回の緊急措置のポイント

内容	<ul style="list-style-type: none"><li>① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業</u>であること</li><li>② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること</li><li>③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること</li><li>④ <u>施設付近の清掃等</u>にご協力いただけること</li></ul>
主体	地方公共団体又は関係団体※ <sup>1</sup> による一括占有※ <sup>2</sup> ※ <sup>1</sup> 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※ <sup>2</sup> 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	<b>免除</b> (施設付近の清掃等にご協力いただけている場合)
占用期間	令和2年11月30日まで

#### 【お問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 道路部 路政課

TEL: 082-221-9231 (代表)